

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	56	担当課	建築住宅課
法令名	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	根拠条項	36-2	許認可等の内容	建築物のエネルギー消費性能に係る認定	
<p>(建築物のエネルギー消費性能に係る認定)</p> <p>第三十六条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。</p>						